

(意見書案第 11 号)

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本の整備は、高度経済成長期の発展と共に加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期を迎えている。

社会資本は、生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もあるが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にある。

よって、政府においては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策等の防災・減災のための橋梁等の道路施設の長寿命化に資する耐震化や維持補修、及び架け替え、上下水道等の社会資本の老朽化の更新や維持補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化などの事業について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げ、交付対象事業の範囲の拡大など国庫補助制度を拡充するとともに、重点的な予算配分を行い、地方負担額の軽減措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 18 日

釧路市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣

} 宛